学位論文審査の要旨

学位申請者	後藤 敦子 【比較社会文化学専攻 平成27年度生】
論文題目	11-12世紀イラクにおける二つの王権と社会: スルタンとカリフ
審查委員	(主査) 教授 三浦 徹
	教授 新井 由紀夫
	教授 古瀬 奈津子
	准教授 戸川 貴行
	助授 阿部 尚史
インターネット 公表	○ 学位論文の全文公表の可否(可 ・ 酉) ○ 「否」の場合の理由 「ア. 当該論文に立体形状による表現を含む イ. 著作権や個人情報に係る制約がある ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている メオ. 特許の申請がある、もしくは予定されている メオ. 特許の申請がある、もしくは予定されている

要

本論文は、11-12 世紀のイラク社会におけるセルジューク朝(1038-1194)スルタンとアッバース朝(750-1258)カリフの二つの王権が並び立つ状況について、アラビア語およびペルシア語の史料をもとに、王権にかかわる儀礼と権限、軍事的基盤、王位継承問題の詳細を明らかにし、二つの王権が並立するプロセスとその実態を検討する。

スルタンはカリフから委任状(アフド)を得ることによって支配権を 承認され、カリフは、スルタンからのバイア(忠誠の誓い)を受けるこ とによって地位を保持し、その儀礼は定式化され、金品の下賜や返礼が 行われた。両者の間には婚姻関係が結ばれた(第1章)。

カリフが保持していた4つの権限—フトバ(集団礼拝における説教)、ラカブ(称号)授与、スィッカ(貨幣鋳造権)、ナウバ(礼拝を知らせる楽器演奏) —が、スルタンに授与され、これによってスルタンの支配権が確認され、民衆にも告知された。スルタンとカリフ はともに、宗教行事・実践を保護し、住民の生活と安全を政治的に保障した。(第2章)。

スルタンによって任命されたバグダードのシフナ職が、スルタンの代理として、治安維持とともに、カリフとの折衝等の役割を果たし、また、アラブ遊牧部族マズヤド族などの在地勢力をアミール(軍指揮官)に登用することによって、地方統治を堅固なものとした(第3章)。

他方、セルジューク朝では、領土は王族間での遊牧分封制がとられ、 またスルタン位の継承原則がないため、王位をめぐる王族間の抗争が生 じ、そこではカリフによる承認が意味をもった。(第4章)。

カリフはスルタンからバイアをうけることでウンマ(ムスリム共同体)の長としての地位を保ち、スルタンはカリフから委任をうけることで支配を正当化された。カリフという存在はマムルーク朝やオスマン朝にも形を変えて引き継がれ、11-12世紀のスルタン・カリフ並立体制は、カリフ制からスルタンによる軍人支配体制への移行期と結論する。

論文審査では、第一回審査で序章・終章の改定等を求め、その確認のもとで公開発表会を行い、発表会における質疑も的確であった。王権にまつわる宗教と政治の関係性という日本・中国・ヨーロッパ史と通底する大きな問題を、史料にもとづき丹念に分析し、博士(人文科学)(Ph. D. in Islamic History)を授与する論文として十分なものと評価する。